

令和6年3月11日

令和6年能登半島地震で被災された方のための 「災害合同相談所」を開設します

◇ 石川行政評価事務所（所長：野田 巖（のだ いわお））では、令和6年能登半島地震で被災された方のために、国や地方公共団体の行政機関、弁護士や司法書士等が合同で相談を受け付ける「災害合同相談所」を、

3月18日(月)・24日(日)
JAのと本店（穴水町大町ほ-95）

で開設します。（別添チラシ参照）

「災害合同相談所」では、みなし仮設の物件の紹介※1や被災した自動車の永久抹消登録※2ができるほか、被災したがどこに相談してよいか分からない、倒壊した家の住宅ローンについて相談したいといった困りごとを“ワンストップ”で受け付け、各機関の担当者が対応します。

※1 3月24日のみ

※2 3月18日のみ



【行政苦情 110 番全国统一番号】

おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおぼん
0570-090-110

照会先：総務省 石川行政評価事務所
行政相談課長 室屋
電話：076（222）5232

まぐみみ石川



総務省行政相談センター



総務省

能登半島地震で被災された方からのご相談を専門家がお受けします！



穴水町 災害合同相談所

日時

3月18日(月)・24日(日)

13:00~15:30

(受付: 12:30~15:00)

場所

JAのと本店

3階 会議室

(穴水町大町ほ-95)



相談員

※18日のみ ※24日のみ
※オンラインの場合あり

被災車の永久抹消登録の出張受付あり

法務局※ 運輸局・軽自動車検査協会※ 住宅金融支援機構
弁護士 司法書士※ 行政書士 税理士※ 土地家屋調査士
宅地建物取引士※ 建築士※ 石川県※※ 穴水町※
行政相談委員 行政評価局

このようなお困りごとなどはありませんか?

- ◆ 被災した自宅を修繕するための補助制度を知りたい
- ◆ 地震で被害を受けたが、相談先が分からない
- ◆ 被災したが何から始めたらいいか分からない

行政相談マスコット
キクーン



問合せ ☎ 076-222-5232

石川行政評価事務所
受付時間: 平日9時~17時

石川県・穴水町・総務省石川行政評価事務所

各専門家がご相談に応じます！

相談事例の一部を紹介しています。記載以外の相談も幅広く受け付けています。

We receive your inquiry, complaint, opinion or request regarding a wide range of administrative affairs, including the procedure for obtaining Japanese nationality, filing a lawsuit and so on.

くらし

- ◆ 隣家が倒壊し、被害が出たがどうしたらいいか。
- ◆ 被災証明書など役所の提出書類の書き方を知りたい。
- ◆ 避難先の物件を紹介してほしい。

物件

- ◆ 土地・建物の権利書を紛失したが、どうしたらいいか。
- ◆ 倒壊した家の登記や相続手続きを知りたい。
- ◆ 地盤が崩れて、土地の境界がわからなくなった。
- ◆ 家を修理すべきか、建て直すべきか迷っている。

お金

- ◆ 倒壊した家のローンについて相談したい。
- ◆ 被災により税金が控除できるか知りたい。
- ◆ どのような補助金があるか知りたい。

～～ご来場に当たってのご案内～～

- 🌸 先着順でご案内しますので、直接会場へお越しください。
相談時間は原則30分、混雑時は短縮する場合があります。
- 🌸 会場併設の駐車場は台数に限りがあるため、徒歩・公共交通機関でのご来場にご協力をお願いいたします。
- 🌸 各相談において、より詳しいご案内ができるよう、参考資料（家屋の写真、本人確認書類（運転免許証等）、自動車登録番号（ナンバー）または車台番号がわかるもの等）がある場合は、ご持参ください。
- 🌸 発熱等の症状がある場合には、来場をお控えください。
感染症の状況等により、相談会を中止する場合があります。
- 🌸 当日は多言語翻訳アプリを用意しています。
We are equipped with Multilingual Translating Application for your counseling.

✿相談会へお越しになれない方へ✿

総務省では、被災された方のための災害専用フリーダイヤルも開設しています。

☎ 0120-776-110（受付時間：8時30分～17時15分）